

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和3年12月20日午後1時35分から令和3年第12回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は20名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第11番委員	小坂倫充
第2番委員	高橋義隆	第12番委員	小野まり子
第3番委員	宮舘晃	第13番委員	及川宏和
第4番委員	田口敏	第14番委員	小嶋教三
第5番委員	高橋重貴	第15番委員	山路和弘
第6番委員	名和和弘	第16番委員	高橋新一
第7番委員	高橋正則	第17番委員	佐藤浩幸
第8番委員	松本隆	第18番委員	及川和芳
第9番委員	菊地重治	第19番委員	高橋旦志
第10番委員	有住寿哉	第20番委員	菊地成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	鈴木敏郎
事務局長補佐	阿部勝利
係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
報告第2号	農地の形状変更の報告について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

議 長 只今から令和3年第12回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時35分

議 長 只今の出席委員は、20名であります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には14番小嶋教三委員、15番山路和弘委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長補佐、報告を求めます。

事務局長補佐 【別添報告書に基づいて事務局長補佐朗読説明】

議 長 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第17番委員 17番 佐藤です。12月9日に行われた町議会定例会の一般質問に対する答弁について、説明できる範囲で概要を教えてください。

議 長 事務局長補佐、説明を求めます。

事務局長補佐 9日の一般質問に対する答弁ですが、後藤紳一議員から、以前皆さまにお配りさせていただいた選挙運動の文書の件について質問がありました。文書の内容としては、農業委員は特別職ですので、身分を使った選挙運動をしてはいけないことや、身分を使わなくともそのように見えることもあるので十分留意していただくことをお知らせしました。これに係る質問で、なぜこの時期にこのような文書を配布したのかという質問でした。事務局としては、今お話ししたとおり、農業委員がその立場を利用しなくとも誤解が生じることがありますので、気を付けていただくよう注意喚起をしたものだということを会長からお答えいただきました。

議 長 17番佐藤委員、よろしいですか。

第17番委員 はい。

議 長 ほか、質疑ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。

議 長 日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 日程第5、報告第2号 農地の形状変更の報告についてを議題と
事務 局 します。事務局説明を求めます。
事 務 局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
議 局長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 日程第6、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
事 務 局 審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。
事 務 局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
議 局長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議につ
議 長 て、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しま
した。

議 長 日程第7、議案第2号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定につ
事 務 局 いてを議題とします。事務局、説明を求めます。
事 務 局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
議 局長 説明が終わりました。
ここで、所有権移転番号3番の案件について、3番宮舘晃委員が、
農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命
じます。
——第3番委員 退席——

議 長 これより所有権移転番号3番の案件について質疑に入ります。質疑
ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
所有権移転番号3番の案件について、原案のとおり決定することに
議 長 賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——

議 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。
3番宮舘晃委員の入席を許します。
——第3番委員 入席——

議 長 3番宮舘晃委員の案件については、原案のとおり決定しました。

- 議 長 続いて、所有権移転番号4番の案件について、7番高橋正則委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。
——第7番委員 退席——
- 議 長 これより所有権移転番号4番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。所有権移転番号4番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——
- 議 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。7番高橋正則委員の入席を許します。
——第7番委員 入席——
- 議 長 7番高橋正則委員の案件については、原案のとおり決定しました。
- 議 長 続いて、利用権設定番号1番の案件について、5番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。
——第5番委員 退席——
- 議 長 これより利用権設定番号1番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。利用権設定番号1番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——
- 議 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。5番高橋重貴委員の入席を許します。
——第5番委員 入席——
- 議 長 5番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。
- 議 長 続いて、利用権設定番号2番の案件について、14番小嶋教三委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。
——第14番委員 退席——
- 議 長 これより利用権設定番号2番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。利用権設定番号2番の案件について、原案のとおり決定することに

- 賛成する委員の挙手を求めます。
 ——全員挙手——
- 議長 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。
 14 番小嶋教三委員の入席を許します。
 ——第 14 番委員 入席——
- 議長 長 14 番小嶋教三委員の案件については、原案のとおり決定しました。
- 議長 長 続いて、利用権設定番号 3 番の案件について、10 番有住寿哉委員
 が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席
 を命じます。
 ——第 10 番委員 退席——
- 議長 長 これより利用権設定番号 3 番の案件について質疑に入ります。質疑
 ございませんか。
 ——なしの声あり——
- 議長 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——
- 議長 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 利用権設定番号 3 番の案件について、原案のとおり決定することに
 賛成する委員の挙手を求めます。
 ——全員挙手——
- 議長 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。
 10 番有住寿哉委員の入席を許します。
 ——第 10 番委員 入席——
- 議長 長 10 番有住寿哉委員の案件については、原案のとおり決定しました。
- 議長 長 続いて、利用権設定番号 48 番から 53 番の案件について、8 番松本
 隆委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますの
 で退席を命じます。
 ——第 8 番委員 退席——
- 議長 長 これより利用権設定番号 48 番から 53 番の案件について質疑に入り
 ます。質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——
- 議長 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——
- 議長 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 利用権設定番号 48 番から 53 番の案件について、原案のとおり決定
 することに賛成する委員の挙手を求めます。
 ——全員挙手——
- 議長 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。
 8 番松本隆委員の入席を許します。
 ——第 8 番委員 入席——
- 議長 長 8 番松本隆委員の案件については、原案のとおり決定しました。
- 議長 長 続いて、利用権設定番号 54 番の案件について、2 番高橋義隆委員
 が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席
 を命じます。
 ——第 2 番委員 退席——
- 議長 長 これより利用権設定番号 54 番の案件について質疑に入ります。質

疑ございませんか。

——なしの声あり——

議長 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議長 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号 54 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議長 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。

2 番高橋義隆委員の入席を許します。

——第 2 番委員 入席——

議長 長 2 番高橋義隆委員の案件については、原案のとおり決定しました。

議長 長 続いて、利用権設定番号 55 番の案件について、11 番小坂倫充委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。

——第 11 番委員 退席——

議長 長 これより利用権設定番号 55 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議長 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議長 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号 55 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議長 長 挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。

11 番小坂倫充委員の入席を許します。

——第 11 番委員 入席——

議長 長 11 番小坂倫充委員の案件については、原案のとおり決定しました。

議長 長 それでは、議案第 2 号の所有権移転 1 番、2 番及び 5 番から 12 番、並びに利用権設定番号 4 番から 47 番及び 56 番から 98 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

第 4 番委員 4 番 田口です。民法では賃貸借や売買は双方の合意によるものと規定されておりますが、農地の賃貸借や売買の価格はどのように決められているのでしょうか。

議長 長 事務局、説明を求めます。

議事 務 局 4 番田口委員のご質問にお答えいたします。初めに売買価格についてですが、基本的には当事者間で決めた価格となっております。大体は近隣の価格を聞いたうえで設定していると確認しておりますが、売買価格については農業委員会事務局や農業委員から情報提供はできませんので、しておりません。賃貸借の価格については、農業委員会事務局から、年度末にその年度の一反歩あたりの最高額、最低額、平均額の情報を出しておりますので、それをベースに当事者間で上げ下げをして決めている状況です。

議長 長 4 番田口委員、よろしいですか。

第 4 番委員 はい。

- 議 長 ほか、質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第2号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。
令和3年第12回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 14時10分